

別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表
【船舶】

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)	
船舶	船舶法(明治三十二年法律第四十六号)第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船			
		漁船	総トン数が五百トン以上のもの	12
			総トン数が五百トン未満のもの	9
		油そう船	総トン数が二千トン以上のもの	13
			総トン数が二千トン未満のもの	11
		薬品そう船		10
		その他のもの	総トン数が二千トン以上のもの	15
			総トン数が二千トン未満のもの	
			しゅんせつ船及び砂利採取船	10
			カーフェリー	11
			その他のもの	14
		船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船		
	漁船			6
	薬品そう船			8
	その他のもの			10
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける軽合金船(他の項に掲げるものを除			9
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける強化プラスチック			7
	船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト			8
	その他のもの			
	鋼船	しゅんせつ船及び砂利採取船	しゅんせつ船及び砂利採取船	7
			発電船及びとう載漁船	8
			ひき船	10
			その他のもの	12
	木船	とう載漁船	とう載漁船	4
			しゅんせつ船及び砂利採取船	5
			動力漁船及びひき船	6
			薬品そう船	7
			その他のもの	8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	モーターボート及びとう載漁船	4
			その他のもの	5